

令和2年4月28日

保護者の皆様

守口市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨時休業に係る対応等にご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、4月8日から5月6日までの臨時休業についてお伝えしておりましたが、この度、大阪府教育委員会において市町村立学校園へ臨時休業期間を延長するよう要請することが決定されたことを受け、**本市立学校におきましても、引き続き、5月7日から5月10日までの間、守口市立学校のすべてを臨時休業といたします。**

5月11日（月）以降の方針については、国の緊急事態宣言を踏まえ、府の方針が決定され次第、5月8日（金）までに速やかに学校を通じてお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

（もりぐち児童クラブについて）

- ・入会児童室は、5月9日まで引き続き開設され、午前8時から午後7時まで利用可能ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から真にやむを得ない場合以外は、利用を控えていただきますようお願いいたします。
- ・登録児童室は、5月31日まで閉室となっています。